

その落髪の禮物を贈れるを謝す。

【御内書案】 一一六三

爲落髮禮、太刀一腰・馬一疋・青銅千疋到來、被聞召訖。
(大徳)
猶常興可申候也。
(天文五年)
三月十八日
(足利義晴)
在判

昌山修理大夫入道とのへ

四月六日。後奈良天皇、山城曼殊院門跡に、北野社松梅院の同門跡領江沼郡富墓莊本役を押領するを停め、之を安堵せしめ給ふ。

【曼殊院文書】 山城 一一六四

當門跡領加賀國富墓庄本役之事、數年松梅院無沙汰之由、言語道斷之次第也。所詮一圓可令勸落給之由、天氣所候也。以此旨可令申入竹内新宮給、仍執達如件。
(中山孝親)
天文五年四月六日
左中將 在判

謹上 中納言律師御房

五月廿四日。足利義晴、能登守護畠山義總に、幕

府料所屬至郡町野莊の年貢進納を督促せしむ。

【御内書案】 一一六五

分國能州町野庄事、大永七年以來無其沙汰云々。早可令進納儀可爲肝要。猶常興可申候也。
(大徳)
(天文五年)
五月廿四日
(足利義晴)
在判

昌山修理大夫入道殿

六月十日。足利義晴、能登守護畠山義總に、義晴の子菊幢丸誕生の禮物を贈れるを謝す。

【御内書案】 一一六六

爲菊幢丸誕生之祝儀、太刀一腰・馬一疋(河原毛、到來、目印兩目結)到來、出候。太刀一振遣之候。猶常興可申候也。
(大徳)
(天文五年)
六月十日
(足利義晴)
在判

昌山修理大夫入道殿

(菊幢丸は後の足利義輝なり。)

六月十八日。足利義晴、能登守護畠山義總に、その年始の禮物を贈れるを謝す。

【御内書案】 一一六七

爲年始之祝儀、太刀一腰・白鳥・海鼠腸到來、目出候。猶常興可申候也。
(大徳)
(天文五年)
六月十八日
(足利義晴)
在判

昌山修理大夫入道とのへ

閏十月十日。幕府、山城北野社密乘院禪養の曼殊院門跡領江沼郡富墓莊八講料を競望するを停め、その名主百姓に年貢を同門跡雜掌に交付せしむ。

【曼殊院文書】 山城 一一六八

竹内宮御門跡雜掌申加賀國江沼郡富墓庄八講料事、先度被成奉書之處、密乘院禪養競望云々。言語道斷次第也。於彼禪養者、惣別無御許容之上者、早退其妨、年々未進當納共以可致沙汰彼雜掌。若猶寄事於左右令難澁者、可被處其科之由、所被仰出之狀如件。

天文五閏十月十日

(松田) 盛 秀 在判
(治部) 貞 兼 在判

當所名主百姓中

十二月廿四日。幕府奉行入等、中院通爲と朝日晴長との江沼郡額田莊并に加納八田莊の訴訟を勸進す。

【中院文書】 一一六九

(通爲)
中院家雜掌与朝日左衛門尉晴長相論加賀國額田庄并八田庄等事

如雜掌申狀者、兩庄儀爲譜代領知帶御代々御判御下知于今知行無相違、然朝日動雖企濫訴依無其理、度々被遂御糺明被弃置訖。及異論子細者、代官職依存知也。雖然背請文依有不法懈怠、慈照院御代被成下直務御下知、同文正元年被成御判、其後亦依掠申之被停、止朝日訴訟者也。
(足利義政)
(足利義隆)
爰法住院殿御代被糺決、永被成直務之奉書、意見狀在之。次惠林院殿御代、下津屋修理亮雖掠申被返付當知行云々。如晴長申者、彼庄事去年兩方被出帶證文御糺明之處、就理運雖被成御下知、訴人奉行相押判形、爲寂慮仰之旨、以御中分本役可沙汰之趣被仰